

資料5

高資本費対策について

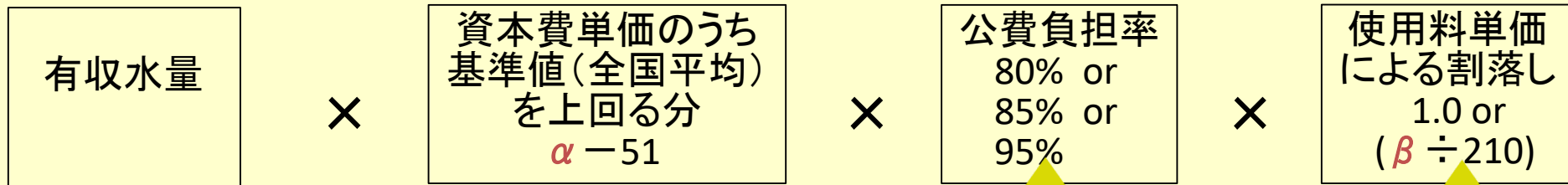
高資本費対策の概要

建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

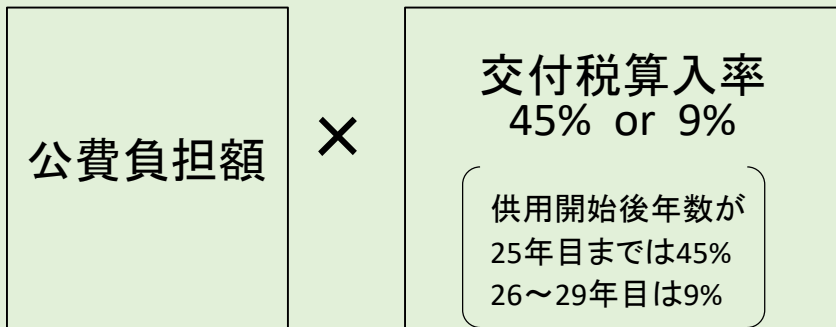
1. 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち次の要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出

- ・ 資本費単価(α)※ 基準値＝全国平均(51円/m³(H30))以上
 ※分流式下水道等に要する資本費に対する公費負担額等を除いた後の資本費単価
- ・ 使用料単価(β) 150円/m³(月3,000円/20m³)以上
- ・ 経営戦略を策定していること

2. 公費負担額(繰出基準額)



3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業	
資本費単価(円)	公費負担率(%)	資本費単価(円)	公費負担率(%)
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (51～76)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (51～76)	80
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (76～153)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (76～306)	85
基準値の3倍以上 (153～)	95	基準値の6倍以上 (306～)	95

・使用料単価が全国平均(140円)の1.5倍以上
→1.0 (割落としナシ)

・使用料単価が150円～全国平均の1.5倍未満
→ $\beta \div 210$ (割落としアリ 0.72～1.0)

高資本費対策について(現状)

○ 高資本費対策は、S61下水道財政制度研究委員会報告書において、「高処理原価の原因が主として資本費によるものと考えられることから、**資本費の高い団体**について、**処理原価を使用料の徴収が可能となる程度にまで引き下げるため、資本費が一定水準を超える部分について、一定期間に限り一般会計の繰出しを認める措置を検討すべき**」とされたことを受け、創設

高資本費対策事業の状況(平成30年度)

	(人口密度)	全事業数 A	対象事業数 B= (a-b-c)	資本費 51円以上	aのうち 供用開始 30年以上	aのうち 料金150 円/m ³ 未 満	対象団体 割合 (%) C=B/A	高資本費 対策決算額 (億円)
				a	b	c		
公共 下水道	100～	46	0	13	12	1	0.0%	.0
	75～	69	0	35	32	3	0.0%	0.0
	50～	194	15	152	94	43	7.7%	22.5
	25～	580	177	513	260	76	30.5%	199.3
	25未満	300	151	262	71	40	50.3%	124.6
特環・集排		1,952	1,034	1,773	276	463	53.0%	324.0
浄化槽		431	159	200	0	41	36.9%	1.9
合計		3,572	1,536	2,948	745	667	43.0%	672.3

高資本費対策に係る対象要件等の基本的考え方①

①対象年限

- 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く)が対象
(考え方) **供用開始後30年程度**で資本費の低下や使用料収入の増加により**収支が均衡する**という**収支モデル**をベースに要件化(H17改正)

②資本費単価

- 全国平均(51円/m³(H30))以上の事業が対象
(考え方) **制度創設時**の対象団体の考え方の1つに、「**資本費単価等が、一定基準(例えば、全国平均の資本費単価)を超える団体**」としていたことから要件化

③使用料単価

- 月150円/m³(月3,000円/20m³)以上の事業が対象
(考え方) **使用料適正化の観点**から、150円をメルクマールとして割落としを設定(H17改正)するとともに、H20からは150円未満の事業を対象外

高資本費対策に係る対象要件等の基本的考え方②

④経営努力

- 経営戦略を策定している事業が対象
(考え方) **制度創設時**の対象団体の考え方の1つに、「**経営安定化計画を策定している団体**」としており、その流れを踏まえ**H29に経営戦略策定を要件化**

⑤公費負担率

- 公費負担率(80or85or95%)の考え方は、**資本費が高い事業ほど高措置率**となるよう資本費単価に応じて割り落としを行うこととしたもの(H18改正)

⑥交付税措置率

- 供用開始後25年までの事業に対する45%の措置率については、H15の元利償還金に係る事業費補正見直し(通常分50%→45%)に合わせて45%に設定(H15～)
- また、H16年度の対象年限拡大(供用開始後26年目以降も対象)時に、拡大部分に係る措置率を9%に設定(H16～)

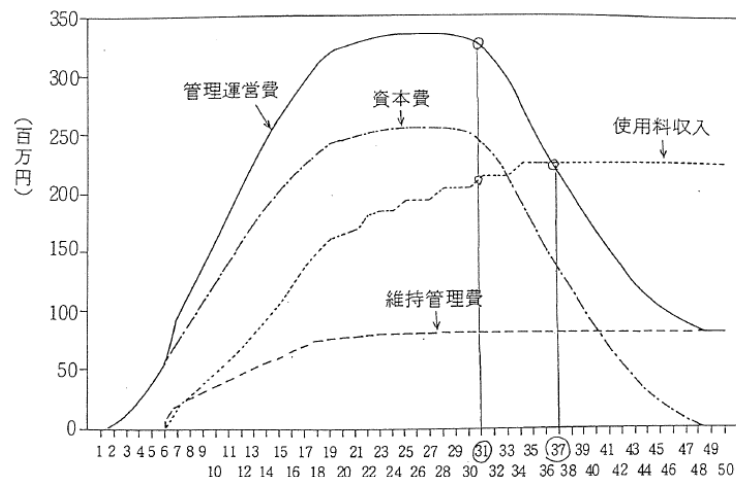
【使用料の標準モデル】

(前提)

- 地方公共団体の下水道事業について下記のケース毎に基本的条件(計画処理人口、計画処理面積、日平均処理水量、日最大処理水量、ポンプ場の箇所数、時間最大揚水量、全体建設事業期間)を設定し、標準的な建設計画に基づいて事業を実施した場合の建設事業費、管理運営費(施設の改築・更新等に要する経費は見込まず、また資本費平準化債及び高資本費対策を適用しないと仮定。)
- 使用料については、供用開始当初の使用料単価を水道料金並みに120円/㎡(昭和62年公共下水道事業の使用料単価の全国平均は88.3円/㎡)として、単年度収支が均衡するまで3年に1回5%ずつ使用料単価を改定すると仮定し、推計。

	計画処理人口5千人	計画処理人口1万人	計画処理人口3万人	計画処理人口5万人
建設事業費	28億円	63億円	124億円	250億円
経営分析	単年度収支は1年度目から36年度目まで赤字(16年度目にピーク→△0.8億円)であり、37年度目における使用料単価は186.2円/㎡である。	単年度収支は1年度目から36年度目まで赤字(15年度目にピーク→△1.6億円)であり、37年度目における使用料単価は186.2円/㎡である。	単年度収支は1年度目から30年度目まで赤字(15年度目にピーク→△2.1億円)であり、31年度目における使用料単価は177.3円/㎡である。	単年度収支は1年度目から30年度目まで赤字(15年度目にピーク→△3.4億円)であり、31年度目における使用料単価は168.9円/㎡である。

【長期収支推計(計画処理人口1万人)】



(前提)

- ・計画処理人口1万人
- ・建設開始後7年目に供用開始
- ・使用料単価120円/㎡(上水道料金の全国平均なみ)で当初設定し、その後単年度収支が均衡するまで3年に1回5%の改定を行う。

→供用開始後31年目で均衡

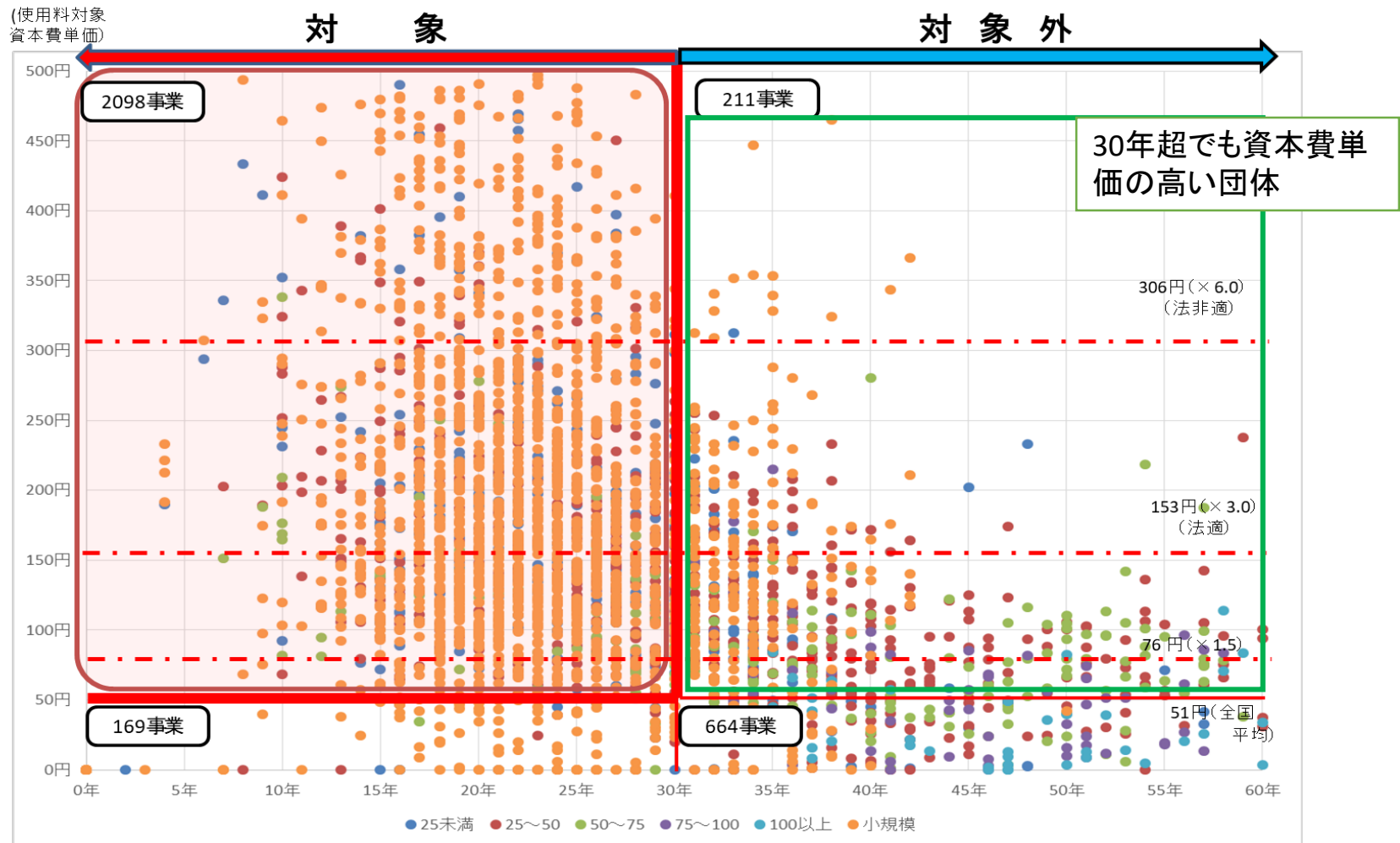
(建設開始後経過年度)

高資本費対策について(検討課題①(年数要件))

課題

- 条件不利地域での下水道の普及等により、資本費単価が下がらないまま、対象範囲に該当しなくなる団体が出てきており、**対象年限の拡充が必要ではないか**

供用開始後年数と資本費単価の分布図・全体(平成31年度)



試算：供用開始後年数別経費回収率

- 高資本費対策の対象事業(1,536事業 H30決算ベース)の太宗を占める「公共下水道(50人/ha未満)」及び「集落排水等」といった小規模事業では、供用開始後30年前後での平均的な経費回収率(試算)は80%程度
- これらの事業は、供用開始後40年前後で概ね収支均衡(経費回収率90%超)すると想定できる

事業区分	供用開始後 28～32年	供用開始後 33～37年	供用開始後 38～42年	供用開始後 43～47年
公共下水道(100人/ha超)	94.8%	106.7%	162.3%	169.4%
公共下水道(75～100人/ha)	109.3%	106.6%	129.7%	130.5%
公共下水道(50～75人/ha)	103.0%	106.9%	101.4%	122.4%
公共下水道(25～50人/ha)	88.1%	88.0%	92.3%	102.4%
公共下水道(25人未満/ha)	81.5%	81.3%	62.5%	86.5%
集落排水等	70.3%	71.1%	90.1%	97.9%
全事業	85.9%	92.2%	100.7%	117.9%
(参考)公共下水道(50人/ha以上)	103.2%	106.7%	120.1%	131.8%
(参考)公共下水道(50人/ha未満) +集落排水等	81.1%	82.8%	90.5%	102.0%

(試算条件)

- ・使用料単価：全事業で150円/㎡と仮定
- ・有収水量：供用開始後年数における各区分毎の平均水洗化率又は実際的水洗化率のいずれか高い数値を基に算出
- ・汚水処理経費：現行制度に基づく公費負担控除後の汚水処理経費

高資本費対策について(検討課題②(経営努力))

課題

○ 高資本費対策を受けるためには**更なる経営努力**を求める必要があるのではないか



- 団体の規模を問わず、**公営企業会計の適用**は、「経営の見える化」による経営基盤の強化のために必要であり、**当然に実施すべき経営努力**と言えるもの
- 一方で、団体への影響を考慮して、要件化にあたっては一定の周知期間を設ける必要があるか

【参考】下水道事業における公営企業会計適用の取組状況(H31.4.1時点)

	人口3万人以上						人口3万人未満				全団体			
	公共下水道事業及び流域下水道事業				その他の下水道事業		H31.4.1時点		H30.4.1時点		H31.4.1時点		H30.4.1時点	
	H31.4.1時点		H30.4.1時点		H31.4.1時点									
① 適用済及び適用取組中	811	(99.5%)	809	(99.3%)	355	(73.3%)	280	(34.5%)	225	(27.6%)	1,092	(66.6%)	1,035	(63.0%)
② 検 討 中	4	(0.5%)	6	(0.7%)	76	(15.7%)	410	(50.5%)	308	(37.7%)	418	(25.5%)	316	(19.2%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	53	(11.0%)	122	(15.0%)	283	(34.7%)	130	(7.9%)	291	(17.7%)
合 計	815	(100%)	815	(100%)	484	(100%)	812	(100%)	816	(100%)	1,640	(100%)	1,642	(100%)

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R1

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
<人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
<人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

(介護サービス、宅地造成、
駐車場整備、市場、
観光施設、港湾整備 など)

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

取組の推進に
向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援(小規模団体に係るモデル事業を含む。)、都道府県による支援体制の充実等の取組を実施。

これまでの研究会での主なご意見 (高資本費対策について)

- 高資本費対策の 30 年という要件について、おそらく当初は一つの下水道モデルがあり、初期投資は大きいもののいずれ財政的に成り立つようになることが想定されていたのだろう。しかし、人口も減少する中、30 年、50 年経てば自立段階にたどり着くというものではなくなってきている。高資本費対策を条件不利地域に対する格差是正として位置づけることも考えてはどうか。
- 高資本費対策は、現状、制度設計の前提に相違して供用開始後 30 年が経過しても資本費が高止まりしている事業が少なくなく、何らかの見直しが必要。
- 平準化債を起債した法非適用の下水道事業を有する団体にあっては、資本費が下がらなくて当然の姿。また、供用開始後の整備も団体により進捗に差があることから、供用開始後一律の年数というのは実態に合わないのではないか。
- 高資本費対策の見直しには、制度自体の考え方をきちんと整理することが必要。水道事業における高料金対策と同様、地理的な条件などにより収支が均衡しないことを前提に、ナショナルミニマム的な料金格差是正策として位置付けることが考えられる。
- 公営企業会計適用を推進していることも踏まえ、資本費の公費負担分を的確に算定するためにも、減価償却費ベースの考え方が必要。
- 経営戦略は策定しても中身が伴っていないものも多いので、経営努力については、経営戦略の PDCA 等の進捗を見ていくことが考えられるのではないか。
- 経営戦略の中身を伴うためには、公営企業会計を導入し、資産の状況を把握して、作った経営戦略にステップアップする必要がある。新たなロードマップも踏まえ、公営企業会計適用を要件化することも必要。
- 経営努力要件としての使用料水準は固定したものではなく、随時更新される設定にすべき。
- 下水道も維持管理の時代に移行したので、「高料金」「料金格差」という視点も入れることが考えられるのではないか。

高資本費対策についての整理ポイント案

① 対象年限要件について

- 現行の「供用開始後30年未満」の要件を設定した際に参考とした下水道事業モデルは、人口減少や資本費平準化債の活用等の事情の変化により、その前提が成立しなくなっていると考えるべきではないか
- そのため、対象年限要件の見直しは必要と考えられるが、その際には単に年限延長のみを検討するのではなく、制度自体の考え方を改めて整理するなど、抜本的な「高資本費対策」のあり方についての更なる検討が必要ではないか

② 更なる経営努力の要件について

- 資本費の公費負担部分の的確な算定には減価償却費ベースでの資本費の把握が必要であることや、経営戦略の充実には資産状況の適切な把握が必要であることを踏まえると、公営企業会計の適用は、下水道事業の今後の持続的な経営に向けて必要不可欠な経営努力と言えるのではないか
- そのため、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを踏まえて、一定の周知期間を確保した上で、高資本費対策の要件に「公営企業会計の適用」を追加することも考えられるのではないか